

下 総 第 9 3 1 号
令和 8 年 (2026 年) 7 月 9 日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 8 年 (2026 年) 4 月 7 日付け監査報告第 8 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

建設部道路河川管理課
豊田総合支所建設農林課

建設部道路河川管理課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 道路及び河川の占用許可に係る占用料の収入事務において、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していないものが散見された。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に債権管理を行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、改めて下関市債権管理条例の規定に基づき適正に債権管理を行うよう課内に周知徹底を図るとともに、履行期限までに履行しない者があるときは、当該債権の履行期限後20日以内に期限を指定して督促状を発送するよう改めました。

豊田総合支所建設農林課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 行政財産使用料の収入事務において、滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていない事例があった。また、当該債権について、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、下関市債権管理条例等の確認と規定に基づいた債権管理を適正に行うように指示しました。

また、履行期限までに履行しない者があるときは、債権管理簿を作成し、当該債権の履行期限の2週間後を目途に、期限を指定した督促状を発送するように改めました。

以上